

第 15 号議案

豊後大野市介護保険条例の一部改正について

豊後大野市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 2 月 27 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

第 6 期介護保険事業計画期間における介護保険料率の改定等に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

## 豊後大野市介護保険条例の一部を改正する条例

豊後大野市介護保険条例（平成 17 年豊後大野市条例第 159 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「平成 24 年度」を「平成 27 年度」に、「平成 26 年度」を「平成 29 年度」に改め、同条第 2 号中「37,500 円」を「56,250 円」に改め、同条第 3 号中「56,300 円」を「56,250 円」に改め、同条第 4 号中「75,000 円」を「67,500 円」に改め、同条第 5 号中「93,800 円」を「75,000 円」に改め、同条第 6 号中「112,500 円」を「90,000 円」に改め、同条に次の 3 号を加える。

- (7) 令第 38 条第 1 項第 7 号に掲げる者 97,500 円
- (8) 令第 38 条第 1 項第 8 号に掲げる者 112,500 円
- (9) 令第 38 条第 1 項第 9 号に掲げる者 127,500 円

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第 1 号に該当する者の平成 27 年度及び平成 28 年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,750 円とする。

第 6 条第 3 項中「ハ」を「ニ」に、「又は第 5 号ロ」を「、第 5 号ロ、第 6 号ロ、第 7 号ロ又は第 8 号ロ」に、「から第 5 号」を「から第 8 号」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する経過措置）

- 9 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 14 条第 1 項に基づき、法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間には行わず、同年 4 月 1 日から行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条に 1 項を加える改正規定は、この条例の公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第 4 条の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料率から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。